

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金に関するQ & A

【中小企業等の範囲・補助事業者：要綱第2条・第3条関係】

Q 1 県の補助対象となる「中小企業等」とは、具体的には、どういった企業ですか。

A 1 以下の要件を満たす法人※又は個人事業主で、県への企業登録が必要です。

※ 会社、NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、組合 等

登録企業の要件

- ・愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること
 - ・常時雇用する従業員数が 300 人以下であること（資本金の規模は問わない）
 - ・雇用保険の適用事業所であること
 - ・従業員への奨学金返還支援制度を整備し、奨学金返還のための支援をしていること 等
- ※詳しくは、県 Web ページ掲載の「愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo>

Q 2 「主たる事業所」とは、具体的には何ですか。

A 2 主たる事業所とは、法人の主な活動拠点となる場所をいいます。

登記簿に登録されている住所が県外であっても、法人住民税を愛知県に収めていれば、対象となります。

そのため、県外に本社があっても、主たる事業所が愛知県内にあれば対象となります。

また、社会福祉法人等、会社以外の法人の場合は、県内の主たる事務所を指します。

【補助事業者：要綱第3条関係】

Q 3 補助の対象とならない「国や地方公共団体等の公共法人」とは、具体的には何ですか。

A 3 法人税法別表 1 に規定されている、独立行政法人や地方公社などが該当します。

Q 4 「対象となる中小企業等」の要件のうち、「常時雇用する従業員数が 300 人以下」について、短時間などの非正規職員も含まれますか。

A 4 「常時雇用する従業員」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている者を指します。従って、非正規職員であっても、次のような者は含まれます。

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者でも、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

Q5 「対象となる中小企業等」の要件のうち、「常時雇用する従業員数が300人以下」とあるが、中小企業基本法で定義されている中小企業でなくても対象となりますか。

A5 常時雇用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業主で、資本金の規模は問いません。中小企業基本法で定義する中小企業者に当てはまらなくても、対象となります。

【支援対象者：要綱第4条第1項関係】

Q6 奨学金の返還予定はあるものの、雇用時点では、奨学金返還はしていない従業員を雇いました。この従業員は支援対象者となりますか。

A6 当該従業員への支援が県への企業登録後であれば、返還予定の方も支援対象者となります。(2024年度は一部特例あり →Q19・Q20参照)

雇用後30日以内に、県へ支援計画書を提出してください。支援計画書に支援対象者の年間計画額及び返還計画等、実際の返還時期が分かる書類を添付していただきますので、その際に返還時期を確認させていただきます。

なお、雇用した年度には支援を行わず、雇用後2年目に支援を行うなどの場合は、雇用年度において支援計画書を提出いただく必要はありません。

Q7 事業主の親族で、事業主と同居しています。
この場合、この従業員は支援対象者となりますか。

A7 事業主と同居している親族は対象になりません。ただし、勤務実態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は対象となります。

Q8 従業員は、居住している市町村から、奨学金返還のための支援金を給付されています。事業者は、市町村の給付金の不足部分を支援するため、手当支給をする予定です。
この場合、この従業員は支援対象者となりますか。

A8 支援対象者となります。ただし、市町村の補助対象経費となっている本人負担部分を企業が手当支給する場合は、県制度の対象外となります。

(例) 設楽町の場合(補助額：補助対象経費の上限28.8万円)

企業が手当支給しても、県制度の対象外

町から本人への補助 : 14.4万円	本人負担分: 14.4万円	県 : 9.6万円	企業 : 9.6万円
--------------------	---------------	-----------	------------

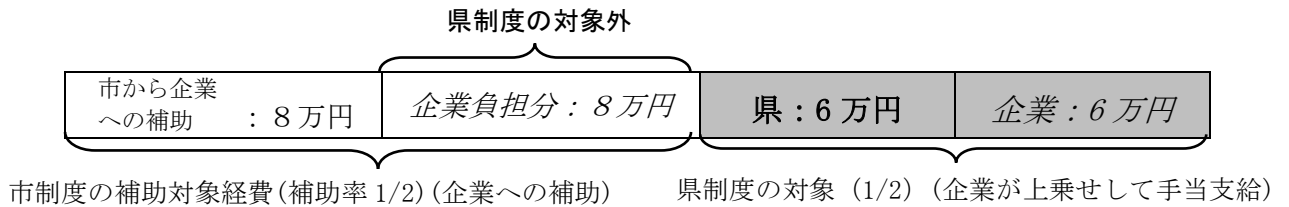
町制度の補助対象経費(補助率1/2)(本人への補助) 県制度の対象(1/2)(企業が上乗せして手当支給)

Q9 事業者は、従業員の居住している市町村から、奨学金返還支援のための手当に対する補助金を受給しています。事業者の負担している手当支給額は、市町村の補助対象経費より多く、事業者の持ち出しがあります。

この場合、県からの補助金を受給することができますか。

A 9 市町村の補助金の算定対象となった経費を超えて手当支給している場合は、市町村の補助対象経費を超えた額は、県の補助対象経費となります。

(例) 春日井市の場合 (補助額：補助対象経費の上限 16 万円)



【奨学金等：要綱第 4 条第 2 項関係】

Q10 県の補助制度の対象にならない奨学金は、具体的にはどのようなものですか。

A10 特定の職種へ就職した場合や、特定の地域に居住した場合等に返還が全額又は一部免除される奨学金等は対象となりません。

例：愛知県地域医療確保修学資金、愛知県保育士修学資金貸付金、
愛知県介護福祉士等修学資金貸付金、愛知県福祉系高校修学資金 等

Q11 教育ローンは奨学金の対象となりますか。

A11 教育ローンは、資金用途が入学金や授業料だけでなく、教材費やアパートの敷金など幅広く設定されていること、また、本人ではなく親が借りることもあることから対象外です。

【補助金の対象となる事業：要綱第 5 条第 1 項関係】

Q12 県の補助制度の対象となる事業は、具体的にはどのようなものですか。

A12 中小企業等が就業規則や賃金規程などの社内規程に基づき、従業員に対し、奨学金返還の負担を軽減するために設けている制度のことです。

具体的には、手当による本人への直接給付、または日本学生支援機構等へ中小企業等が代理で直接返還を行う代理返還などがこれにあたります。

Q13 業績等を元に、成績優秀者を選考して支援対象者を決定しています。(全ての奨学金返還中の従業員を支援しているわけではありません。) この場合、補助対象事業になりますか。

A13 本制度は人材確保を図ることを目的としているため、全従業員を対象とした支援制度である必要があります。

そのため、選考で限られた人のみを支援する制度は補助対象事業とみなしません。

【補助対象期間：要綱第 5 条第 2 項関係】

Q14 県の補助制度で補助してもらえる期間は、何年間ですか。

A14 同一の支援対象者の補助対象期間は、雇用された日の属する年度を含め 3 会計年度までです。

【補助対象期間：要綱第5条第2項関係】

Q14 県の補助制度で補助してもらえる期間は、何年間ですか。

A14 同一の支援対象者の補助対象期間は、雇用された日の属する年度を含め3会計年度までです。

Q15 2024年4月に雇用後、3年目から支援を行う場合は補助金の対象となりますか。

A15 3年目に行った支援のみ補助対象となります。
ただし、2024年9月30日までに企業登録をしていただく必要があります。

Q16 2024年4月に雇用後、1年目のみ支援を行う場合は補助金の対象となりますか。

A16 3会計年度以内に支援を行った期間については、補助対象となります。

【補助対象経費：要綱第6条第1項関係】

Q17 社内規程で、奨学金返還支援手当の支給について、対象従業員が退職した場合は支給額の半額を返還する規定となっていますが、補助対象となりますか。

A17 従業員が退職した場合に返還の義務を負わせるものは対象になりません。

【補助対象経費及び企業登録の申請：要綱第6条第2項、第8条関係】

Q18 2025年1月に社内規程を定め、同年2月から奨学金返還支援手当の支給を開始しました。この場合は、2025年2月以降の支給分について、2025年度に企業登録申請や、補助金の交付申請を行っても補助の対象になりますか。

A18 2025年1月の社内規程整備後、同年2月の奨学金返還支援手当の支給開始前までに、県の企業登録決定を受けていただく必要があります。

その後、速やかに支援計画書を提出していただき、原則、2025年2月末日までに補助金の交付申請をしていただく必要があります。

2024年度中に支給した手当分は、2025年3月末を過ぎると、県への交付申請はできません。(従って、県の補助も受けることができません。)

※ 県の会計年度中に支給した手当又は代理返還した額に対する補助は、当該会計年度中の申請が必要です。(申請期限は原則、2月末日。同日を過ぎる場合は、ご連絡ください。)

【補助対象経費及び企業登録の申請(2024年度の特例)：

要綱第6条第2項、第8条、附則第4関係】

Q19 2024年9月に社内規程を定め、同年4月に遡って奨学金返還支援手当の支給を開始しました。この場合に、4月分の支給額から遡って、県の補助を受けられますか。

A19 社内規程の整備後、2024年9月30日までに県の企業登録決定を受けた場合は、同年4月支給分に遡って対象となります。(附則第4条参照)

なお、企業登録決定後、30日以内に県に支援計画書を提出する必要があります。

< P 5 (図1) 参照 >

【補助対象経費及び企業登録の申請：要綱第6条第2項、第8条関係】

Q20 2024年10月に社内規程を定め、同年4月に遡って奨学金返還支援手当の支給を開始しました。この場合、4月分の支給額から遡って、県の補助の対象となりますか。

A20 県への企業登録決定が9月末日を過ぎるため、対象になりません。

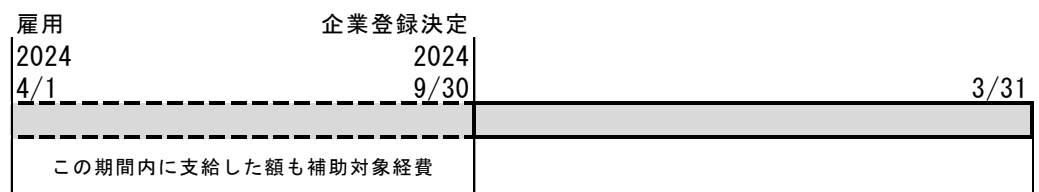
この場合、2024年10月に社内規程を整備後、県への企業登録申請を行い、県の企業登録決定を受けることとなりますので、企業登録決定後の支援対象者に支給した手当分から対象となります。

なお、企業登録決定後は、速やかに県に支援計画書を提出する必要があります。

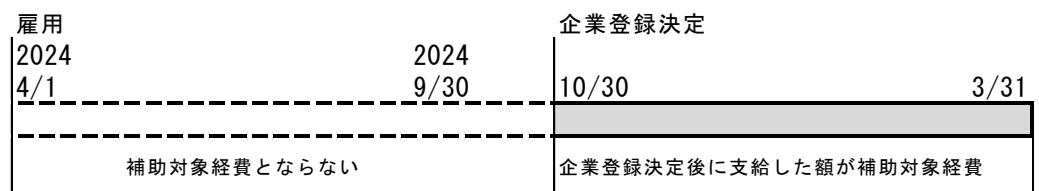
< 下記 (図2) 参照 >

企業登録申請の特例 (2024年度限り)

(図1) 2024年9月30日までに企業登録決定を受けた場合



(図2) 2024年10月1日以降に企業登録決定を受けた場合



※企業登録の申請から決定まで、おおむね30日程度要します。

【企業登録の申請：要綱第8条第1項関係】

Q21 県への企業登録について、申請方法を教えてください。

A21 「あいち電子申請・届出システム」による電子申請又は、県への申請書類の郵送により、申請してください。

[あいち電子申請・届出システム]

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86593



あいち電子申請・届出システム

※左の二次元コードからもアクセスできます。

[申請書類ダウンロード]

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/>

[郵送先]

〒460-8501 （住所記載不要）愛知県就業促進課 若年者雇用対策グループ宛

※登録決定から補助金支払いまでの流れについては、別紙「申請手続きの流れ」にてご確認ください。

Q22 2023 年度に「愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援企業登録要領（令和5年12月25日施行）」に基づき、すでに企業登録申請を完了しました。（又は申請中です。）再度、本要綱に基づく再申請が必要ですか。

A22 要綱附則第3条により、「愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援企業登録要領（令和5年12月25日施行）」廃止後も、同要領に基づく申請及び決定は有効であり、内容は本補助金交付要綱に引き継がれますので、再申請の必要はありません。

Q23 社内規程は定めましたが、現在、奨学金を返還している従業員がいません。この場合、企業登録できますか。

A23 社内規程等で奨学金返還支援制度が整備されていれば登録できます。

Q24 従業員への奨学金返還支援を行っていますが、社内規程等では定めていません。この場合、社員への周知文書等で代用できますか。

A24 社内規程等を整備していただく必要があります。県 Web ページに規程の記載例を掲載していますので、参考にしてください。

【企業登録の決定：要綱第8条第2項関係】

Q25 県への企業登録について、申請後、審査にどの程度の期間がかかりますか。

A25 県にすべての書類が到着後、30日以内を目途に登録決定し、決定後、速やかにお知らせします。

なお、申請が集中した場合などには、登録決定が遅くなる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

【支援計画書の提出：要綱第9条関係】

Q26 支援計画書は、いつまでに県へ提出が必要ですか。

A26 従業員の雇用後、原則30日以内に提出してください。（2024年度は一部特例あり →Q19参照）

なお、県への提出後に、支援計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに、県へ変更届を提出してください。

Q27 雇用後、3か月の研修を経てから配属先を決める予定です。支援計画書には、「配属先所在地」をどのように記載すればいいですか。

A27 研修期間中の支援対象者の所属（本社付けであれば、本社）の所在地を記入してください。その後、配属先が決定したら、速やかに支援計画書の変更届を提出してください。

【交付の申請：要綱第10条第1項関係】

Q28 交付申請書の提出について、「知事が定める日」とは、いつですか。

A28 原則、当該年度の1月4日から2月末日までの間に、郵送又は持参により提出してください。

【交付の申請書類省略：要綱第10条第2項関係】

Q29 「知事が必要と認めた場合には、申請書に添付する書類の一部の提出を省略することができる」とありますが、省略できる書類とはどのようなものですか。

A29 支援対象者が2年目以降の申請においても労働条件等の変更がない場合は、雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し、支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを省略することができます。ただし、労働条件等が変更した場合は、提出が必要です。

【補助事業の変更、中止又は廃止：要綱第12条第1項関係】

Q30 県の交付決定後、「愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）」は、どのような場合に必要ですか。

A30 交付申請書を提出し、県からの交付決定通知書が届いた後、決定を受けた内容が変更等となる事由が発生したら、速やかに提出してください。

【実績報告：要綱第15条第1項関係】

Q31 実績報告書の県への提出期限及び提出方法を教えてください。

A31 県への提出期限は、支援の手当等又は代理返還の支払い完了後から30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月5日（必着）までです。郵送又は持参により提出してください。

なお、提出日が翌年度4月5日（必着）の場合も、申請日は当該会計年度の3月末日までの日となります。

「知事が定める日」の定義

条項	内容	「知事が定める日」の定義
第9条第1項	支援計画書の提出期日	支援対象者の雇用後30日 ただし、2024年9月30日までに企業登録決定を受け、かつ、既に企業登録決定時点で支援対象者を雇用している場合は、第8条第2項に定める企業登録が決定された日から30日
第10条第1項	交付申請書の提出期日	原則、当該年度の2月末日
第15条第1項	実績報告書の提出期日	支援対象となる従業員への支援が完了した日から30日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日
第20条第2項	請求書の提出期日	第16条第1項に定める補助金の額が確定された日から30日、又は当該年度の4月30日のいずれか早い日